附　　則

1.　内部監査　・・・（1）　安全統括管理者が指名する定期監査とは、1年に1回以上行う監査のために指名された、次の点検者による監査をいう。

①　主管支店長又は指名された者が行う指導

②　年末年始総点検時に指名された者が行う指導

（2）　随時監査は、必要と認められる場合に指名された点検者により行う緊急時の監査の他、監査室が随時各店を回り行う監査をいう。

2.　輸送の安全に関する管理体制　（ 別紙 1 ）

3.　事故・災害等に関する報告連絡体制　（ 別紙 2 ）

4.　輸送の安全に関する情報の共有及び伝達　（ 別紙 3 ）

（情報伝達及びコミュニケーション図）

※　労働安全衛生委員会 「命を守る」本社、地区、小ブロックの各委員会の設置。

（1）　本社委員会は、全体をとりまとめ、情報伝達及びコミュニケーションの確保を図り、改善事項等があれば適切な対処策を講ずる。

（2）　地区委員会は、各小ブロック委員会の代表者から構成し、本社委員会等からの情報伝達及び小ブロック委員会からの意見収集等コミュニケーションの確保を図る。

（3）　小ブロック委員会は、各営業所単位で構成し、全員参加で輸送の安全に関する情報の共有及び実行並びにコミュニケーションを密にし、改善事項があれば地区委員会等を通じて本社委員会等に伝える。

5.　情報の公開

濃飛倉庫運輸株式会社のホームページにて情報を公開する。

6.　輸送の安全に関する教育及び研修

（教育及び研修計画）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備　考
新乗務員等研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	採用時及び事故惹起者
安　全　教　育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	乗務員等全員対象